

平成 27 年〔2015 年〕版

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告

(平成 26 年度施策の実施状況)



平成 27 年(2015 年)9 月

三 重 県

はじめに

三重県では、平成 18 年をピークに飲酒運転事故や飲酒運転違反者は減少していましたが、平成 25 年の飲酒運転違反は 665 件、飲酒運転事故件数は 63 件で、法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、減少のペースは鈍化しています。

警察庁の「常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究報告書」（平成 21 年 3 月）によると、飲酒運転違反者の 57. 6 パーセントが再犯者であり、また、飲酒運転違反者の 32. 2 パーセント、再犯者の 40. 2 パーセントにアルコール依存症の疑いがあるとされています。

こうした状況をふまえ、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組んでいくため、平成 25 年 7 月に、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下「条例」という。）を施行し、県の責務、県民や事業所の努力といった主体の役割を明らかにして、規範意識の定着と飲酒運転の再発防止という基本方針の下に、飲酒運転のない社会づくりを決意したところであり、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を推進していく必要があります。

この年次報告書は、条例第 6 条第 4 項の規定に基づき、県等が行う施策の実施状況についてとりまとめ、公表を行うことで県内の飲酒運転の状況と飲酒運転根絶に向けた取組を県民の皆さんにより良く理解してもらい、現状と課題に対する共通認識を持つことにより、今後の施策へ反映していこうとするものです。

【条例第 6 条第 4 項】（年次報告）

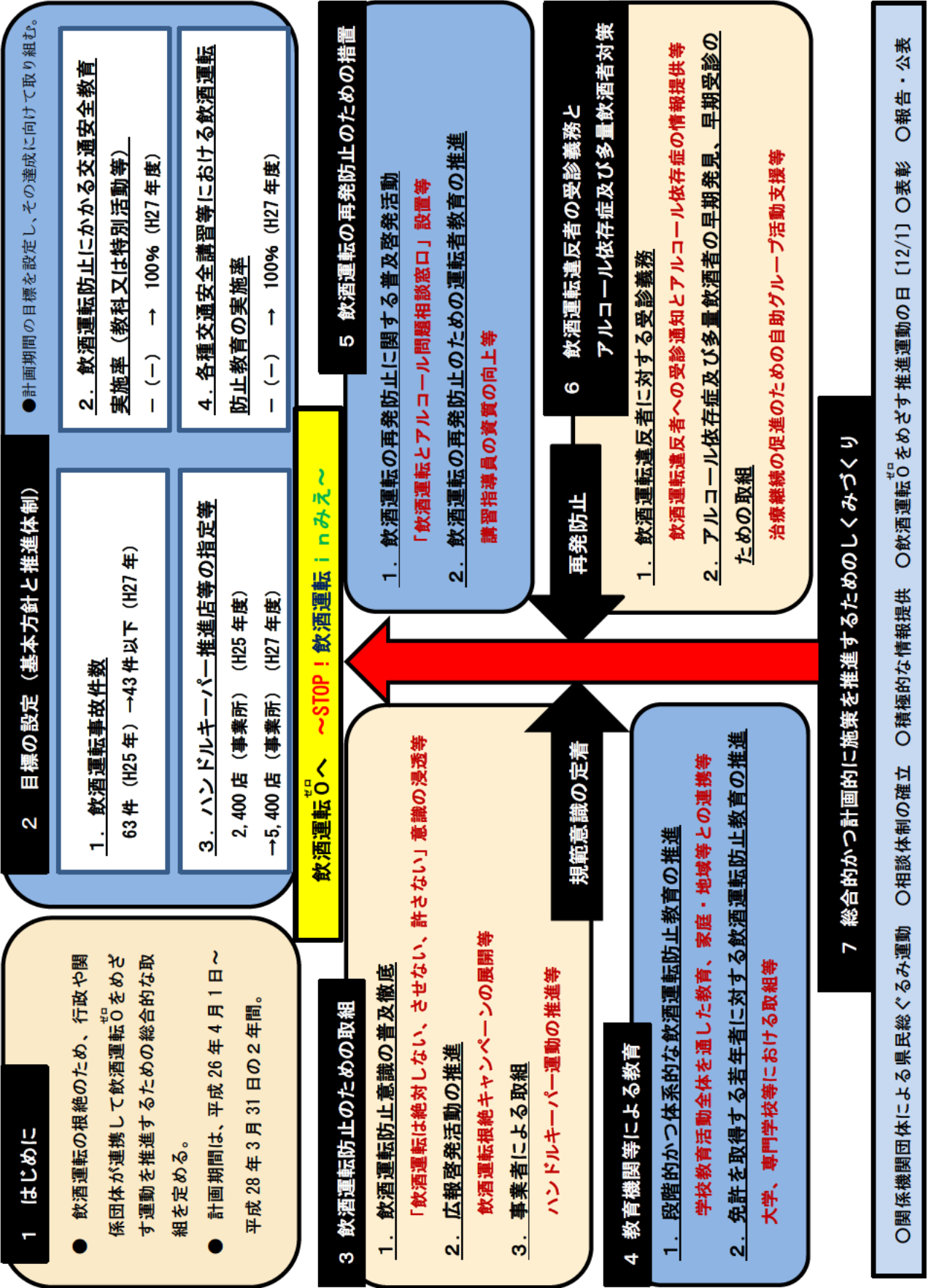
知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

目 次

第 1 「三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」の概要	1
第 2 三重県の飲酒運転の現状	
1 飲酒運転による人身事故の発生状況	2
2 飲酒運転取締件数	2
第 3 平成 26 年度中の数値目標達成状況と課題	
1 飲酒運転事故件数	3
2 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率	4
3 ハンドルキーパー推奨店等の指定等	4
4 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	5
第 4 平成 26 年度中の基本計画に対する取組と課題	
1 基本計画に定める 4 つの基本方針	5
2 基本方針の取組（成果と課題）	6
第 5 今後の取組方向	
1 規範意識の定着	10
2 飲酒運転の再発防止	11
第 6 平成 26 年度中の「三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」の 具体的な取組状況	
「三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」の体系	12
I 飲酒運転防止のための取組	
1 飲酒運転防止意識の普及徹底	15
2 広報啓発活動の推進	19
3 事業者による取組	21
II 教育機関等による教育	
1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	26
2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	29
III 飲酒運転の再発防止のための措置	
1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	31
2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進	32
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	
1 飲酒運転違反者に対する受診義務	33
2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	34
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	
1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進	38
2 相談体制の確立	38
3 情報提供	38
4 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日	39
5 表彰	39
○ 参考資料	
飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす部会の構成	40

第1 「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の概要

第1 『三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画』の概要



第2 三重県の飲酒運転の現状

1 飲酒運転による人身事故の発生状況

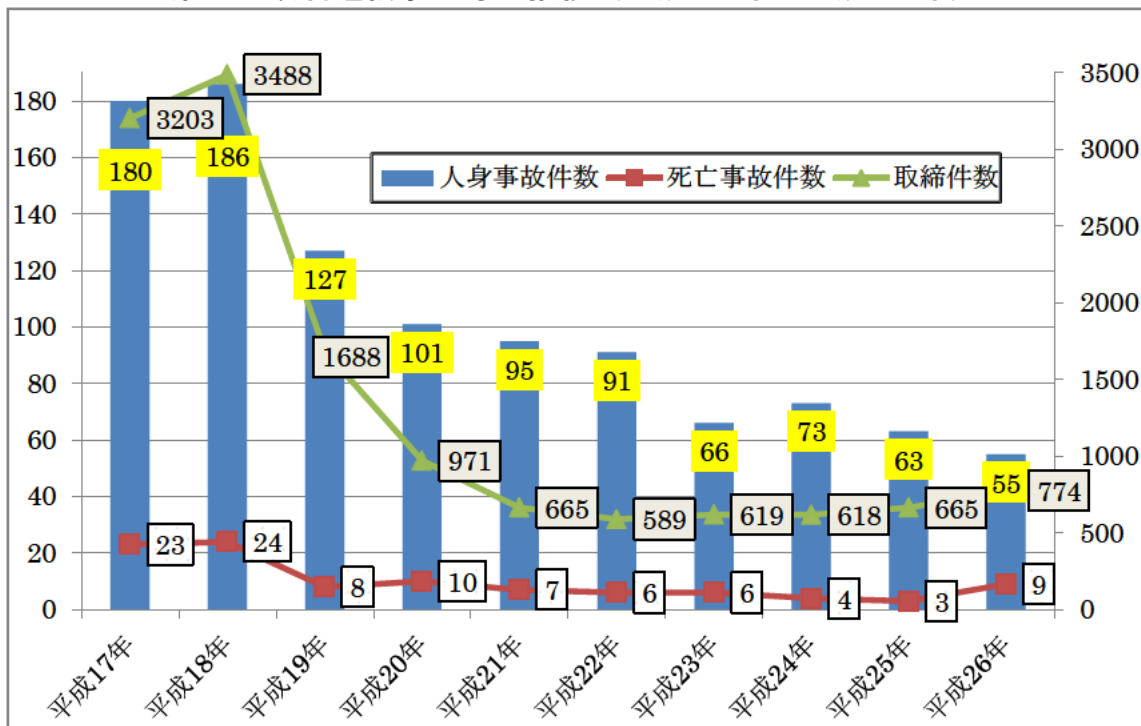
県内の飲酒運転による人身事故発生件数の推移は、平成19年9月から施行された改正道路交通法の罰則強化により減少しはじめ、平成26年は、年間の発生件数が過去最少の55件（前年比8件減少）となりました。

しかしながら、平成26年は、人身事故のうち死亡事故が9件（前年比6件増加）発生し、前年より大幅な増加となりました。

2 飲酒運転取締件数

平成19年9月から施行された改正道路交通法の罰則強化を受けて、平成19年の飲酒運転取締件数は、前年より大幅に減少（前年比1,800件減少）しました。その後も平成22年までは減少傾向が続きましたが、平成23年に増加に転じ、平成23年から平成25年までは、年間600件以上の飲酒運転が検挙されています。そして、平成26年は、平成22年以降では最も多い774件（前年比109件増加）の飲酒運転が検挙されており、依然として悪質危険違反である飲酒運転を行う違反者が後を絶たない現状にあります。

県内の飲酒運転事故等の推移（平成17年～平成26年）



第3 平成26年度中の数値目標達成状況と課題

三重県は、飲酒運転^{ゼロ}をめざし、平成26年3月に「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

この基本計画の計画期間において、県、警察、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業所、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、4つの目標を設定しています。平成26年度の目標項目の達成状況は、4項目中3項目となりました。未達成の項目は、「飲酒運転事故件数」の1項目でした。

1 飲酒運転事故件数

設定の考え方	平成25年	平成26年		平成27年	
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況
飲酒運転事故が ^{ゼロ} となることをめざして、毎年10件以上の減少をめざします。		53件以下	0.96	43件以下	
	63件	55件			

○ 課題と対応

条例施行後の成果として、条例施行前後の1年間における飲酒運転による人身事故の発生件数を比較すると、施行前1年間の77件に対して、施行後1年間は56件で、21件減少しました。また、条例施行年と翌年における年間の発生件数の比較においても、平成25年の63件に対して、平成26年は55件で、8件減少しました。

しかし、平成26年目標値の53件以下に対しては、発生件数が55件となり、前年と比べて減少したものの、目標値は達成できませんでした。

未だに飲酒運転が後を絶たないことから、条例の基本方針である規範意識の定着、飲酒運転の再発防止について、関係機関・団体との連携を密にして県民に対する飲酒運転防止意識の普及徹底に努めてまいります。

前後比較	条例施行前 (H24. 7～H25. 6)	条例施行後 (H25. 7～H26. 6)
人身事故	77件	56件 (-21件)
死亡事故	5件	3件 (-2件)
検挙件数	608件	702件 (+94件)
年間比較	平成25年	平成26年
人身事故	63件	55件 (-8件)
死亡事故	3件	9件 (+6件)
検挙件数	665件	774件 (+109件)

※死亡事故は、人身事故の内数です。

2 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）

設定の考え方	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状 況	目標値 実績値	目標達成 状 況
小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の 100 パーセント実施をめざします。		100%	1.00	100%	
		100%			

○ 課題と対応

三重県教育委員会は、小学校、中学校、高等学校に対して、それぞれ体育担当者研究協議会の場において、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝達しました。平成 26 年度学校体育実態調査により、教科体育・保健体育における保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関連する指導を行った（実施予定を含む）と回答した学校の小学校、中学校、高等学校（全日制）で 100%でした。

なお、調査結果には指導実施予定の回答も含まれているため、平成 27 年度と同調査で現状を把握中です。（平成 27 年 6 月 1 日付調査）

このことから、平成 26 年度目標値は達成するとともに、今後においても各学校において、児童、生徒の発達段階に応じた飲酒運転防止教育が継続的に実施され、飲酒運転根絶の規範意識が醸成されるよう働きかけていきます。

3 ハンドルキーパー推奨店等の指定等

設定の考え方	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状 況	目標値 実績値	目標達成 状 況
全ての飲食店・酒類販売店等が指定等を受けていることをめざして、年間 1,500 店以上の指定等をめざします。	2,400 店 (事業所)	3,900 店 (事業所)	1.00	5,400 店 (事業所)	
		4,246 店 (事業所)			

○ 課題と対応

平成 26 年度の実績値は、1,846 店（事業所）、累計実績値は、4,246 店（事業所）となり、目標値を達成しました。ハンドルキーパー推奨店等の指定等については、三重県警察（各警察署）、三重県交通安全協会（各地区交通安全協会）が、飲食店や事業所に対して実施する指定のほか、三重県小売酒販連合会の各地区小売酒販組合が開催する酒類販売管理研修（法定研修）の研修参加者（飲食店等）に対して、環境生活部交通安全・消費生活課が実施する指定があります。指定の際には、条例に基づく事業所の取組について指導を行って指定しています。今後も指定対象の事業所等に対する積極的な働きかけを行い、全ての飲食店・酒類販売店等への指定をめざしていきます。

【平成 26 年度実績：指定数】

- ・ 推奨店 1,443 店【県実施】、47 店【警察・交通安全協会実施】
- ・ 推奨事業所 273 事業所【県実施】、83 事業所【警察・交通安全協会実施】
- ・ 合計指定数 1,846 店（事業所）

4 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

設定の考え方	25 年度	26 年度		27 年度	
受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ 100 パーセント実施をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況
		100%	1.00	100%	
		100%			

○ 課題と対応

各種の交通安全講習（運転免許取得時講習、更新時講習、高齢者講習、取消し処分者講習、停止処分者講習、安全運転管理者等講習、その他関係機関・団体が行う交通安全講習会）においては、飲酒運転防止教育を必ず取り入れて実施し、平成 26 年度目標値を達成しました。今後においても、受講対象に応じた飲酒運転防止教育を取り入れて実施していきます。

第 4 平成 26 年度中の基本計画に対する取組と課題

基本計画では、条例の柱とする方針である「規範意識の定着」と「飲酒運転の再発防止」に枠組みした 4 つの基本方針を策定し、飲酒運転根絶への取組を推進することとしています。

1 基本計画に定める 4 つの基本方針

条例の柱とする方針	基本計画の基本方針
規範意識の定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転防止のための取組 県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進 ○ 教育機関等による教育 教育機関等における飲酒運転^{ゼロ}をめざす教育及び啓発を推進
飲酒運転の再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の再発防止のための措置 飲酒運転をした者等に対し、再発防止のための教育を実施 ○ 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール依存症等の知識の普及及び飲酒運転との関係についての啓発活動を推進 ・ 飲酒運転違反者に対する受診通知とアルコール依存症に関する情報提供を実施

2 基本方針の取組（成果と課題）

（1）飲酒運転防止のための取組

ア 飲酒運転防止意識の普及

三重県交通対策協議会（122 機関団体で構成）の「三重県交通安全運動実施要綱」には、重点目標の一つに飲酒運転の根絶を掲げ、四季の交通安全運動をはじめ、各機関・団体による各種の交通安全啓発活動、マスメディア等を活用した広報啓発、飲酒運転取締り、ハンドルキーパー運動の普及など様々な手段方法で飲酒運転防止意識の普及を行いました。

イ 広報啓発活動の推進

県は、飲酒運転の根絶をめざすための広報啓発活動の一環として、飲酒運転^{ゼロ}をめざす啓発事業を実施しました。この取組では、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の定着と飲酒運転の再発防止を目的として、県内各地の大型集客施設や大学において、キャンペーンを実施し、「STOP! 飲酒運転 in みえ」のスローガンの展開、飲酒運転^{ゼロ}メッセージの募集活動を通じた広報啓発活動を行いました。

その他、ラジオ放送やテレビ放送を活用した広報啓発活動、啓発用ポスター・チラシの配布のほか、四季の交通安全運動に合わせた広報啓発活動を行いました。

《平成 26 年度の主な広報啓発事業》

○ メイン行事

- ① 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例施行 1 周年記念フォーラム
開催日：平成 26 年 7 月 13 日（日）
開催場所：三重県人権センター 多目的ホール
内容：キャンペーンとメッセージ運動のスタート企画、記念講演
参加者：約 300 名
- ② 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日
開催日：平成 26 年 12 月 1 日（月）
開催場所：サンヒルズ安濃 ハーモニーホール
内容：交通安全功労者表彰式、飲酒運転^{ゼロ}メッセージの紹介等
参加者：約 400 名
※ 三重県交通安全県民大会において実施

○ 啓発リレーイベント

県内各会場において、啓発ブースを出展し、飲酒運転根絶のための啓発（飲酒ゴーグル体験、啓発ゲーム等の実施）を行うとともに、会場内で飲酒運転^{ゼロ}メッセージの募集を行い、後日、県ホームページ等による公表を行いました。

番号	開催場所	開催日	参加者
①	イオンモール明和	平成26年8月2日(土)	約400名
②	イオン鈴鹿ベルシティー	平成26年9月7日(日)	約600名
③	イオン津店	平成26年10月11日(土)	約350名
④	四日市大学(大学祭)	平成26年10月26日(日)	約500名
⑤	三重大学(大学祭)	平成26年11月2日(日)	約450名

○ 啓発ミニイベント

交通安全啓発イベントの主催者と連携し、啓発リレーイベントに準じて実施しました。

番号	開催場所・内容	開催日	参加者
①	三重県総合博物館(みえむ) 秋の交通安全運動フェスタ	平成26年9月19日(金)	約400名
②	アピタ名張店 名張市交通安全フェスタ	平成26年9月23日(火)	約100名
③	イオン熊野店 交通事故死ゼロを目指す日	平成26年9月30日(火)	約100名

ウ 事業者による取組

- ・ バス協会、タクシー協会、トラック協会は、従業員に対する飲酒運転防止教育の実施、始業点呼時等におけるアルコールチェッカーを使用した飲酒検知の実施など、飲酒運転防止への取組の徹底を所管する各事業所に対して指導を行いました。
- ・ 三重運輸支局は、バス、タクシー、トラック運送事業者への立入監査を定期的実施し、アルコール検知器の設置状況や点呼の実施状況を確認するとともに、飲酒運転防止の徹底を指導しました。
- ・ 三重県安全運転管理協議会は、安全運転管理者等講習会において、条例の啓発チラシの配布、飲酒体験ゴーグルの展示のほか、各種交通安全機材を事業者へ貸出など、事業者への飲酒運転防止意識の普及啓発による安全運転管理の推進に努めました。
- ・ 飲食店営業者に対して、公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターの協力により、飲食関係組合員の店舗を中心に、飲酒運転根絶の啓発ポスターを掲示するとともに、酒類販売業者に対しては、三重県小売酒販組合連合会の協力のもと、同組合連合会の組合員により、飲酒運転根絶の啓発ポスターを掲示しました。また、県は、三重県小売酒販組合連合会と連携し、酒類販売管理研修の受講者に対して、事業者による飲酒運転防止を呼びかけました。

[課題]

平成19年9月から施行された改正道路交通法の罰則強化を受けて飲

酒運転が減少したものの、県内においても依然として飲酒運転が後を絶たない現状にあることから、飲酒運転の根絶のためには、さらなる飲酒運転防止意識の普及・定着が必要です。

(2) 教育機関等による教育

ア 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

- ・ 三重県教育委員会は、学校区分ごとに開催された保健体育担当者研究協議会において、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝え、教科体育・保健体育における保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関連する指導が行われました。
- ・ 関係機関・団体が実施する各種の交通安全講習会、イベント等においては、飲酒運転の防止についての講習、広報啓発に努めました。

イ 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

- ・ 運転免許講習実施機関では、運転免許取得時講習、初心運転者講習において、若年者に向けた飲酒運転防止教育を実施しました。
また、三重県小売酒販組合連合会は県内の9大学、短期大学の新生に対して未成年者飲酒防止・適正飲酒に関する冊子配布による飲酒運転防止啓発活動を実施しました。

[課題]

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすには、幼少期から発達段階に応じた「飲酒とアルコール問題」に関する教育を実施することにより、飲酒が身体に及ぼす影響に関する基本的知識の理解・習得と、その後の段階的な飲酒運転防止教育の実施により、飲酒運転防止意識を定着していく必要があります。

(3) 飲酒運転の再発防止のための措置

ア 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、専門の相談員を配置しました。(平成26年4月1日)

同窓口では、飲酒運転違反者及び家族等からのアルコール依存症に関する受診義務に伴う相談や要望に対して、積極的な情報提供を行い、受診義務の履行につなげました。

イ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

三重県警察は、飲酒運転による運転免許の取消し・停止の行政処分の早期執行に努め、取消処分者講習、停止処分者講習において飲酒運転防止教育を実施し、飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進しました。

また、講習実施機関の講習指導員に対する指導を行い、講習時における飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

[課題]

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」という強い自覚を持つことと、家族や周囲の協力で飲酒運転を防止する環境をつくる必要があります。

(4) 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

ア 飲酒運転違反者に対する受診義務

県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、毎月受診義務の通知をするとともに、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言指導を行い、受診につなげてきました。

平成 26 年度においては、受診通知（542 件）に対する受診報告数は 203 件で、受診率は 37.5 パーセントでした。

また、受診の書面を送付したのち、報告期限の 60 日を経過しても、受診した旨の報告がない場合には、再度、受診するよう書面で勧告しており、勧告通知（254 件）に対する受診報告数は 42 件で、受診率は 16.5 パーセントでした。（平成 27 年 7 月 15 日現在）

以上から、全体の受診率は 45.2 パーセントとなりました。条例の受診義務に罰則規定がないなかで、一定の効果があつたと考えています。

○ 受診（勧告）通知に対する受診報告件数【平成 26 年度】

- ① 通知書送付数 542 件
受診報告数 203 件（受診率 37.5 パーセント）
- ② 勧告書送付数 254 件
受診報告数 42 件（受診率 16.5 パーセント）
- ③ 合計報告数 245 件（受診率 45.2 パーセント）

〔平成 27 年 7 月 15 日現在〕

○ 飲酒運転防止相談窓口（平成 26 年 4 月 1 日設置）

相談件数（平成 27 年 3 月 31 日現在）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
4	3	6	10	5	8	4	7	13	9	23	19	111

イ アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組

- ・ 県は、アルコール依存症に関する受診に対して、専門的な検査を行う医療機関を 26 機関指定し、受診しやすい環境づくりの構築に努めました。
- ・ 三重県警察は、運転免許更新時に受理する質問票に基づき、個別聴取を行い、アルコール依存症の把握と、申告がある申請者に対して、医療機関での受診を助言しました。また、飲酒運転により運転免許停

止処分を受けた者に対しては、免許証返還時に条例の規定に基づく受診を促しました。

そのほか、平成26年度の取消処分者講習の飲酒講習受講者269人に対して、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存程度を自覚させた飲酒者対策を実施しました。

- ・ 三重県断酒新生会は、県下各地に酒害相談員を配置し、電話相談窓口により、アルコール依存症及び飲酒運転に関する相談への対応等、断酒継続のための酒害についての理解の促進等、医療機関やその他支援機関が担えない部分の補完に努めました。

[課題]

飲酒運転違反者の受診義務については、毎月着実に通知を行い、飲酒運転違反者や家族からの相談を受けつつ、受診につなげていく必要があります。

しかしながら、現状では受診率が5割未満であることから、さらに受診につなげるために、条例の趣旨、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や受診しやすい環境整備を推進する必要があります。

第5 今後の取組方向

1 規範意識の定着

(1) 飲酒運転防止のための取組

飲酒運転の根絶のため、四季の交通安全運動、飲酒運転^{ゼロ}をめざす啓発事業における飲酒運転^{ゼロ}メッセージの募集活動、その他、マスメディア、SNS等を活用した広報啓発活動による「STOP! 飲酒運転 in みえ」のスローガンの展開を、多くの県民、関係機関団体との連携を図りながら、県民総ぐるみの運動として広げ、規範意識の定着に努めてまいります。

(2) 教育機関等による教育の普及

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすため、小学校から高等学校、そして飲酒を始める時期にある若者が集う大学においても、飲酒運転防止教育が継続して行われるよう働きかけを行ってまいります。

2 飲酒運転の再発防止

(1) 飲酒運転の再発防止のための措置

飲酒運転の再発防止に向けて、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」による飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の普及・定着に向けた適切な助言指導に取り組んでいきます。

また、講習実施機関に対しては、講習指導員に対する飲酒運転防止教育の徹底に関する指導の継続を働きかけ、飲酒運転を行った違反者の規範意識醸成を図ります。

(2) 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」における飲酒運転違反者及び家族等に対する適切な助言指導の実施による受診義務履行を促し、アルコール依存症の早期治療へつなげていくほか、受診しやすい環境を整えるため、指定医療機関の追加や、アルコール健康障害の正しい知識の普及、理解促進を行うなど、この取組の効果的な推進に向けて、医療機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携を密にして、広く県民に飲酒運転とアルコール関連問題の知識の普及・啓発に努めてまいります。

また、アルコール健康障害対策基本法の施策との連携を進めていきます。

第6

平成26年度中の「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」 の具体的な取組状況

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の体系

- I 飲酒運転防止のための取組
- II 教育機関等による教育
- III 飲酒運転の再発防止のための措置
- IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策
- V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり

(注) 第6 平成26年度中の「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の具体的な取組状況に記載した推進機関名は、略称で記載しています。推進機関の正式名称は、40ページの参考資料に記載しました。

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の体系 大項目 5—中項目 14—小項目 48

大項目	中項目	小項目(見出し)	
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(1) 交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及	
		(2) 飲酒運転根絶キャンペーンの推進	
		(3) 飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知	
		(4) 交通指導取締り、広報啓発、飲食店に対する指導及び交通安全教育の推進	
		(5) 情報提供、ハンドルキーパー運動やアルコール依存症の知識の普及、相談窓口の周知	
		(6) 公共交通機関の利用促進	ア 公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及
	イ 自動車運転代行業の指導育成		
	2 広報啓発活動の推進	(1) 飲酒運転根絶に係る広報・啓発「STOP! 飲酒運転 in みえ」のスローガンの展開	
		(2) 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日(毎年12月1日に啓発活動を実施)	
		(3) 多様な広報媒体を活用した広報啓発	
	3 事業者による取組	(1) すべての事業者における取組	ア 業務上の飲酒運転防止
			イ 従業員への啓発
			ウ ハンドルキーパー運動推進事業所への参加
			エ 飲酒運転根絶キャンペーン等への協力
		(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進	ア 飲酒運転防止意識の向上
			イ 飲酒運転の再発防止
			ウ 交通安全機材の展示、貸出
エ アルコール検知器の使用の徹底			
(3) 飲食店営業者における取組		ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	
		イ 来店者への声かけ等の実施	
		ウ 飲酒運転根絶気運の醸成	
(4) 酒類販売業者における取組		ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	
		イ 来店者への声かけ等の実施	
		ウ 飲酒運転根絶を訴える街頭啓発活動の実施	

大項目	中項目	小項目(見出し)	
Ⅱ 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(1) 小学校、中学校、高等学校における教育	ア 学校教育活動全体を通じた指導
			イ 家庭・地域・関係機関との連携
		(2) 生涯学習としての交通安全教育	ア 三重県交通安全研修センター等の活用
			イ 段階的、体系的な教育の実施
		(3) 高齢者に対する教育の推進	
	2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(1) 指定自動車教習所における飲酒運転防止教育の推進	
		(2) 安全運転管理者講習を通じた若年者にも十分理解できる交通安全教育の推進	
		(3) 交通関係の団体・協会等による若年者に向けた効果的な運転者教育の推進	
		(4) 大学、専門学校における飲酒運転防止教育の推進	
	Ⅲ 飲酒運転の再発防止のための措置	1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進
(2) 相談窓口設置による相談体制の整備			
2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進		(1) 効果的な再教育と講習実施機関に対する指導・監督	
		(2) 運転適正相談活動の充実	
Ⅳ 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	1 飲酒運転違反者に対する受診義務	(1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知	
		(2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告	
	2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組	ア アルコール依存症に関する正しい知識、質問紙票の普及等
			イ 保健所におけるアルコール依存症に関する正しい知識の普及等
		(2) 本人・家族の取組	
		(3) 事業者の取組	
		(4) 警察の取組	ア 運転免許関係手続きにおける受診の促進
			イ 交通安全講習等における相談、受診の促進
		(5) 医療機関の役割	ア アルコール依存症の治療にあたる医療機関の連携
			イ アルコール関連問題等の正しい知識の普及
		(6) 自助グループの取組	

大項目	中項目	小項目(見出し)
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進	
	2 相談体制の確立	
	3 情報提供	
	4 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日	
	5 表彰	

第6 平成 26 年度中の「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の具体的な取組状況

I - 1

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (1) 交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及	県は、飲酒運転の根絶に向けてさまざまな機会を通して、交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、専門の相談員を配置しました。(平成 26 年4月1日設置) 【環境生活部】 ○ 「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例1周年記念フォーラム」を開催。「飲酒運転^{ゼロ}メッセージ運動」をスタートさせ、「飲酒運転とアルコール問題について」をテーマとした基調講演やパネルディスカッション等を実施しました。 ・平成 26 年7月 13 日、三重県人権センターで開催 ・来場者約 300 人 【環境生活部】 ○ 交通安全講話やさまざまな機会をとおして、飲酒運転根絶、条例の周知について講話を実施しました。 【環境生活部】 ○ 三重県交通安全県民運動実施要綱に飲酒運転の根絶を重点目標として定めました。 【環境生活部】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (2) 飲酒運転根絶キャンペーンの推進	県は、各種交通安全運動等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携した飲酒運転根絶のキャンペーンを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例1周年記念フォーラム」に参加し、飲酒運転根絶の広報啓発活動を推進しました。 ・平成 26 年7月 13 日、三重県人権センターで開催 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ JAF企画の「飲酒運転根絶キャンペーンin三重」に参加し、広報啓発活動を実施しました。 (7月 18 日伊勢自動車道下り安濃サービスエリア) 【環境生活部】 【三重県警察】 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 各季の交通安全運動期間中をはじめ、年間を通じて県下全域において、飲酒運転^{ゼロ}をめざすキャンペーン、飲酒運転^{ゼロ}メッセージ運動を展開しました。 【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ トラックの日(10月9日)の関連行事として飲酒運転根絶のキャンペーンを実施しました。 【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (3) 飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知	県は、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスメディア(テレビスポット放送、ラジオスポット放送)を活用し、飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例、飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知に努めました。 【環境生活部】 ○ 運行管理者を対象とする講習で、運送事業者における飲酒運転防止対策について講義を行いました。 ・基礎講習 7回 560名 ・一般講習 10回 1,046名 ・特別講習 2回 37名 【三重運輸支局】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹 底	I 1 (4) 交通指導 取締り、広 報啓発、飲 食店に対 する指導 及び交通 安全教 育の推進	警察は、飲酒運 転による交通事 故実態等分析 に基づいた交 通指導取締りや 周辺者の責任 追及を徹底する とともに、県、市 町、関係機関・ 団体と連携し、 広報啓発活動 や飲食店営業 者等に対する 指導及び交通 安全教 育を推 進します。	<p>○ 飲酒運転取締りを重点的に推進した結果、平成 26 年度中に飲酒運転取締り 819 件・飲酒運転周辺者三罪 18 件を検挙しました。(平成 26 年中の飲酒運転取締り 774 件・飲酒運転周辺者三罪 15 件) 【三重県警察】</p> <p>○ 四季の交通安全運動の重点に「飲酒運転の根絶」を盛り込み、飲酒運転根絶街頭キャンペーン等による広報啓発活動を実施しました。(平成 26 年度中啓発活動 135 回) 【三重県警察】</p> <p>○ 各地区交通安全協会主催の各種交通安全教室において、飲酒運転をテーマにしたDVDの上映や飲酒ゴーグルによる飲酒状態の模擬体験などを通じて、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転根絶に向けた実践的な交通安全教育を実施しました。 【(一財)三重県交通安全協会】</p> <p>○ 職員研修会における交通安全教育を実施するほか、交通モニター専門員、交通安全協会女性部員、地域推進委員等、地域で交通安全の中核を担っていただく方々に対する定例研修会において、飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を実施しました。 【(一財)三重県交通安全協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹 底	I 1 (5) 情報提供、 ハンドル キーパー 運動やア ルコール 依存症の 知識の普 及、相談 窓口の周 知	<p>県、警察、市町等は、事業者における社員教育、老人会等の地域における啓発・教育について働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行い取組を支援します。</p> <p>また、酒類提供事業者に対する啓発やハンドルキーパー運動及びアルコール依存症に関する知識の普及、相談窓口の周知に取り組みます。</p>	<p>○ 酒類の適正販売、未成年者飲酒防止、飲酒運転防止をテーマとした酒類販売管理研修会を年間 19 回(受講者 527 人)開催しました。また、そのうち1回は、講師養成のための講師研修会(受講者 16 人)を開催しました。 【三重小売酒販組合連合会】</p> <p>○ 三重小売酒販組合連合会の酒類販売管理研修に参加(19 回)し、飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の周知に努めました。 【環境生活部】</p> <p>○ ホームページによる広報啓発を実施しました。 【環境生活部】</p> <p>○ 安全運転者等講習のほか、企業を対象とした交通安全教育において飲酒運転の悪質・危険性の啓発を実施しました。(平成 26 年度中企業等一般対象交通安全教室実施状況 1,010 回 47,031 人) 【三重県警察】</p> <p>○ レジャー等で飲酒する機会の多い時期を捉えて、広報用チラシを作成し、広報啓発活動等を通じて県民に提供しました。 【三重県警察】</p> <p>○ 機関紙「みえANKAN1月号・3月号」にて飲酒運転ゼロ運動の趣旨等を掲載し事業所に情報提供を実施しました。(累計発送数 21,000 部) 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 四季の交通安全運動における情報提供を実施しました。(累計発送数 28,000 部数) 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 機関誌(みえ自家用自動車新聞、年間発行部数約 10 万部)を活用した会員(自家用自動車ユーザー)等への情報提供を実施しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (6) 公共交通機関の利用促進 I 1 (6)ア 公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及	関係機関・団体では、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の気運を高め、公共交通機関や自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及を行い飲酒運転根絶のための社会づくりに努めます。	○ 飲酒運転防止のため公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及に努めました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】 【(一財)三重県交通安全協会】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (6) 公共交通機関の利用促進 I 1 (6)イ 自動車運転代行業の指導育成	警察では、自動車運転代行業の指導育成を図ることで利用促進に努めます。	○ 自動車運転代行業に対する立入検査を実施しました。 ・警察による実施件数 69 件 ・警察及び三重運輸支局合同による実施件数 8 件 【三重県警察】 【三重運輸支局】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	I 2 (1) 飲酒運転 根絶に係 る広報・啓 発 「STOP! 飲酒運転 in みえ」の スローガ ンの展開	県民、事業者、 行政等が連携し て、被害者の声 や違反者の手 記などを取り入 れた啓発や飲 酒運転による交 通事故等の実 態を踏まえた広 報を実施して、 「STOP! 飲酒運 転 in みえ」とい うスローガンの 積極的な展開 を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議や交通安全教室等の出席時に、私服に缶バッジを装着し、啓発を実施しました。 【三重県警察】 ○ 条例の周知を図るためのクリアファイルの作成やチラシの配布を行い、飲酒運転根絶の広報啓発活動を実施しました。 【三重県警察】 ○ 四季の交通安全運動期間中に、三重県下を広報車による広報啓発活動を実施しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】 ○ 三重県交通安全・環境フェスタにおいて、来場者にトラック運送事業の運行前点検実施の際の、アルコール検知器の体験と、管理記録システムのPRを実施しました。 【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	I 2 (2) 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推 進運動の日 (毎年 12 月 1 日に啓発 活動を実 施)	毎年 12 月 1 日を 「飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推 進運動の日」とし、関 係団体が連携し た啓発活動等 のキャンペーン 等を実施するこ とにより、県民に 対する飲酒運 転根絶の気運 の醸成を図りま す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 12 月 1 日の「飲酒運転^{ゼロ} をめざす推進運動の日」の周知 のため、県政だよりの特集記事や伊勢新聞に全面広告を掲載 しました。 【環境生活部】 ○ 「飲酒運転^{ゼロ} をめざす推進運動の日」に開催された三重県 交通安全県民大会に参加し、啓発活動を実施しました。 【環境生活部】 【三重県警察】 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 「キャンペーン出発式」と称し、年末の交通安全県民運動の 初日に三重県警察本部において実施しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	I 2 (3) 多様な広 報媒体を 活用した 広報啓発	県、警察、市 町、関係機関・ 団体等は、県民 一人ひとりに対 して飲酒運転〇 をめざす推進運 動の周知を図る ため、テレビ、ラ ジオ、新聞、イ ンターネット等 の広報媒体を 活用するほか、 様々な広報誌、 ポスター・チラ シ、ホームペー ジ、SNS等によ る広報啓発を実 施します。 また、四季の交 通安全県民運 動における取組 や、家庭、学 校、地域や職場 等が一体となっ たキャンペーン の実施、あらゆる 機会を活用し た広報啓発の 実施など、効果 的な広報啓発 を実施します。	<p>○ 三重テレビスポット放送及びFM三重ラジオを活用し、飲酒運転〇をめざす条例及び飲酒運転根絶の広報啓発を実施しました。【三重県警察】</p> <p>○ 飲酒運転による交通事故発生状況等の情報を県警ホームページに登載したほか、レジャー等で飲酒する機会の多い時期を捉えて広報用チラシを作成するとともに、広報啓発活動等を通じて県民に提供しました。【三重県警察】</p> <p>○ トラック協会は、トラック協会のホームページでの広報を実施しました。【(一社)三重県トラック協会】</p> <p>○ 「交通安全・環境フェスタ 2014」を関係機関協力のもとで開催。俊敏性・アルコール測定体験などの交通安全啓発を行いました。 ・平成 26 年9月 23 日 イオン津南ショッピングセンター ・来場者 1,030 名 ・マイカー点検 28 両 ・タイヤ点検 37 両 【三重運輸支局】</p> <p>○ 春・秋の交通安全運動期間においては、バス・タクシー・トラック協会など関係 18 団体へ飲酒運転防止等交通安全対策の周知徹底を行いました。【三重運輸支局】</p> <p>○ 各種イベントやフェアを企画し、又は参加し、飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を実施しました。【(一財)三重県交通安全協会】</p> <p>○ 各季の交通安全運動期間中に、三重テレビ、FM三重へのスポット放送を実施するほか、交通安全運動開始前に主要新聞各紙に広報広告を掲載しました。【(一財)三重県交通安全協会】</p> <p>○ 協会機関誌「交通安全みえ」(年5回発行)に飲酒運転根絶に関する記事を掲載して広報啓発を実施しました。【(一財)三重県交通安全協会】</p> <p>○ 三重県警察からデータ提供を得て、飲酒運転による交通事故状況を掲載した「ミニ交通事故統計」冊子を制作し、交対協構成団体等への配付を通じて飲酒運転事故の実態について情報提供を実施しました。【(一財)三重県交通安全協会】</p> <p>○ ハンドルキーパー運動推進用チラシの作成や啓発物品を調達し、その配付を通じて飲酒運転根絶の広報啓発活動を展開しました。【(一財)三重県交通安全協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者に よる取組	I 3 (1) すべての 事業者に おける取 組 I 3 (1)ア 業務上の 飲酒運転 防止	業務上車両を 運転する者にア ルコールチェッ カーや面接によ る点検を実施す るなど、従業員 等が業務上飲 酒運転を行うこ とを防止するた めの取組に努 めます。	○ 各会議等の場において、飲酒運転による危険性や重大性を認識させるための教養を実施しました。【三重県警察】 ○ トラック運送事業における運行前点呼におけるアルコール検知器使用を周知、徹底に努めました。【(一社)三重県トラック協会】 ○ 業務中に自動車を運転する際には、運転する職員に対し、アルコール検知器を使用して飲酒運転の防止を図りました。【三重運輸支局】
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者に よる取組	I 3 (1) すべての 事業者に おける取 組 I 3 (1)イ 従業員へ の啓発	飲酒運転根絶 ポスター等の掲 示、ミーティング 時の講話、社内 報への掲載等 による従業員へ の啓発の実施 に努めます。	○ ポスター掲示を行うなど、部内において基本計画の周知徹底を図りました。【三重県警察】 ○ 職員同士における小集団討議を開催し、飲酒運転防止気運の醸成に努めました。【三重県警察】 ○ トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底を図りました。【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者に よる取組	I 3 (1) すべての 事業者に おける取 組 I 3 (1)ウ ハンドル キーパー 運動推進 事業所へ の参加	飲酒運転根絶 のため、ハンド ルキーパー運 動推進事業所 への参加による 従業員への飲 酒運転防止意 識の高揚に努 めます。	○ 平成 26 年度中にハンドルキーパー運動に伴う推奨店の指定を実施しました。 ・推奨店指定数 47 店舗 累計 781 店舗 ・推奨事業所指定数 83 事業所 累計 545 事業所【三重県警察】 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 啓発品のポケットティッシュ配布による啓発活動を実施しました。(1,000 個配布)【三重県警察】
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者に よる取組	I 3 (1) すべての 事業者に おける取 組 I 3 (1)エ 飲酒運転 根絶キャ ンペーン 等への協 力	県、警察、市町 等が実施する 飲酒運転根絶 キャンペーン等 への協力及び 従業員等の参 加を促すとも に、会報等への 掲載による条例 の周知に努めま す。	○ 安全運転者等講習のほか、企業を対象とした交通安全教育において飲酒運転の悪質・危険性の啓発を実施しました。(平成 26 年度中企業等一般対象交通安全教室実施状況 1,010 回 47,031 人)(再掲)【三重県警察】 ○ バス、タクシー、トラック運送事業者への立入監査を定期的 に実施し、アルコール検知器の設置状況や点呼の実施状況 を確認するとともに、飲酒運転防止の徹底を指導しました。 【三重運輸支局】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者に よる取組	I 3 (2) 飲酒運転 防止のため の安全運 転管理の 推進 I 3 (2)ア 飲酒運転 防止意識 の向上	安全運転管理 者等の選任事 業所の使用者 及び管理者等 は、飲酒運転に 関する知識等 の浸透を図り、 飲酒運転防止 意識の向上に 努めます。	<p>○ 運行管理者への指導の徹底に努めました。 【(一社)三重県トラック協会】</p> <p>○ 運転者の運行開始の始業点呼時及び終業点呼時に、必ずアルコールチェッカーによる飲酒検知を実施し、飲酒運転の防止を徹底しました。また、春、夏、秋及び年末、年始の交通安全運動や輸送の安全の実施期間中は、特に重点事項として運転者への指導教育を実施しました。 【(一社)三重県タクシー協会】</p> <p>○ 4半期毎に開催する「三重県バス協会事故防止委員会」において、県、県警、運輸支局の講師により、交通情勢や飲酒運転防止及び保安関係通達に関する講話を受け、安全意識の浸透のための社員教育を実施しました。 【(公社)三重県バス協会】 【環境生活部】 【三重県警察】 【三重運輸支局】</p> <p>○ 安全運転管理者等講習会において、安全管理の向上に努めました。 ・年間 14 会場で 57 回開催(受講率 99.7%) ・会場の広報啓発コーナーで条例のチラシを約 200 部配布 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p>
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者に よる取組	I 3 (2) 飲酒運転 防止のため の安全運 転管理の 推進 I 3 (2)イ 飲酒運転 の再発防 止	従業員等からの 申告等により飲 酒運転による事 故の発生を認 知した事業所 は、運転管理、 運行管理の指 導を徹底し、再 発防止に努めま す。	<p>○ 飲酒運転の皆無をめざすが、万一発生時は、再発防止の指導を徹底します。 【(一社)三重県トラック協会】</p> <p>○ 運転者の運行開始の始業点呼時及び終業点呼時に、必ずアルコールチェッカーによる飲酒検知を実施し、始業点呼時に反応が出た場合は乗車を禁止し、原因を確認し再発防止を徹底しました。 【(一社)三重県タクシー協会】</p> <p>○ 各事業所においては、乗務員(事業用ドライバー)以外の従業員に対しても、日常の飲酒運転防止をはじめとした安全意識の浸透のための社員教育を実施しています。 【(公社)三重県バス協会】</p> <p>○ 各事業所から要請を受け、当協議会の囑託講師を派遣し、交通安全講話を通じた社員教育を実施しました。 ・年間 50 回 約 3,500 人 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 「安全運転講習会(指導者トレーニング)を開催し、安全管理の向上を図りました。 ・10 月 28 日 鈴鹿サーキット研修センターで開催 ・参加者 36 事業所 36 人 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 I 3 (2)ウ 交通安全機材の展示、貸出	三重県安全運転管理協議会は、安全運転管理者等講習会において交通安全機材を展示するとともにその貸し出しを行い、飲酒運転防止に向け交通安全機材の使用について事業者への関心を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者等講習会において、飲酒体験ゴーグル等の展示及び各種安全機材の貸し出しを実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故パネル 19 事業所へ 23 組の貸出 ・ アルコール検知器 9 事業所へ 27 器の貸出 ・ 酒酔い体験ゴーグル 13 事業所へ 27 個を貸出 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> ○ アルコール検知測定機能を有する高度運行管理システム器機を貸し出し、活用促進を図りました。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県トラック協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 I 3 (2)エ アルコール検知器の使用の徹底	自動車運送事業者では、点呼等におけるアルコール検知器の使用の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール検知器の適正な管理、メンテナンスを徹底し、日常の点呼で活用を図りました。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県トラック協会】</p> ○ 運転者の運行開始時の始業点呼時及び終業点呼時に、必ずアルコールチェッカーによる飲酒検知を実施し、飲酒運転防止に活用しました。また、常にアルコールチェッカーが正常に作動するかについて点検等を行い、適正な使用を実施しました。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県タクシー協会】</p> ○ 乗務員(事業用ドライバー)については、法令により、日常の点呼時においてアルコールチェックが義務付けられており、全事業者が運行管理者立ち会いの下で洩れなく実施した結果、この1年間で飲酒運転は皆無でした。 <p style="text-align: right;">【(公社)三重県バス協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (3) 飲食店営業者における取組 I 3 (3)ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	飲酒運転根絶のポスター等の掲示、車両の運転者には酒類を提供しない旨の掲出、メニュー等への啓発文書等の掲載に努めます。	○ 飲食関係組合員の店舗を中心に、啓発ポスターを掲示しました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (3) 飲食店営業者における取組 I 3 (3)イ 来店者への声かけ等の実施	来店者への積極的な声かけ、運転代行業者の紹介、ハンドルキーパー運動の普及に努めます。	○ 平成 26 年度中にハンドルキーパー運動に伴う推奨店の指定を実施しました。(再掲) ・推奨店指定数 47 店舗 累計 781 店舗 ・推奨事業所指定数 83 事業所 累計 545 事業所 【三重県警察】 【(一財)三重県交通安全協会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (3) 飲食店営業者における取組 I 3 (3)ウ 飲酒運転根絶気運の醸成	飲食店営業者の組合等は、組合員等に対してハンドルキーパー運動への参加を促すとともに、会報誌への掲載などを実施し、条例の周知に努め、飲酒運転根絶の気運の醸成に努めます。	○ (公財)三重県生活衛生営業指導センター臨時理事会の冒頭において、三重県環境生活部交通安全・消費生活課から「飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動」など交通安全への取組みに関する説明を受け、飲酒運転根絶ポスターの配布申込みを受付による飲酒運転根絶の気運の醸成に努めました。(9月18日開催 三重県生活衛生営業組合 各組合理事長 13名出席) 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (4) 酒類販売業者における取組 I 3 (4)ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	飲酒運転根絶に関するポスター等の来店者によく見える場所への掲示に努めます。	○ 三重県小売酒販組合連合会の組合員により、県下において飲酒運転根絶啓発用ポスターの掲示を実施しました。 【三重小売酒販組合連合会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (4) 酒類販売業者における取組 I 3 (4)イ 来店者への声かけ等の実施	車両利用の来店者が飲酒運転をするおそれがあると認められるときは、来店者に声かけをするなど、飲酒運転を防止するための取組に努めます。	○ 三重県環境生活部交通安全・消費生活課と連携し、酒類販売管理研修の受講者に対して、来店者への声かけ等による飲酒運転防止方策に関する講話を実施しました。 【三重小売酒販組合連合会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (4) 酒類販売業者における取組 I 3 (4)ウ 飲酒運転根絶を訴える街頭啓発活動の実施	飲酒運転根絶を訴える街頭啓発等の実施に努めます。	○ 未成年者飲酒防止、飲酒運転防止のための街頭啓発キャンペーンを実施しました。 ・4月8日 津駅で実施 参加者 63 人 リーフレット等 2, 500 部配布 ・4月 22 日 近鉄四日市駅で実施 参加者 60 人 リーフレット等 2, 500 部配布 【三重県小売酒販組合連合会】 ○ 11 月8日に津駅において、三重断酒新生会の会員及びその家族参加による飲酒運転撲滅キャンペーンを実施しました。(参加人員 21 人、飲酒運転撲滅を訴えるチラシと啓発用ティッシュ 500 組を配布) 【(公社)三重断酒新生会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
Ⅱ 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	Ⅱ 1 (1) 小学校、中学校、高等学校における教育 Ⅱ 1 (1)ア 学校教育活動全体を通じた指導	学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努めます。	<p>○ 教科体育・保健体育における保健の学習等において、「飲酒運転の根絶」に関連する指導を行った(実施予定を含む)と回答した学校の割合は、小学校、中学校、高等学校(全日制)100%でした。(平成 26 年度学校体育実態調査)※ これは指導予定の学校も含まれているため、平成 27 年度と同調査(6月1日付け)で現状を把握します。 【教育委員会】</p> <p>○ 教職員への啓発を実施しました。 【教育委員会】</p> <p>○ [小学校体育担当者への啓発] 体育担当者研究協議会において、保健体育課長より、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。(参加者:3会場 395名) 【教育委員会】</p> <p>○ [中学校保健体育教員への啓発] 保健体育担当者研究協議会において、指導主事より、保健分野に関する指導助言の中で、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。(参加者:2会場 140名) 【教育委員会】</p> <p>○ [高等学校保健体育教員への啓発] 保健体育担当者研究協議会等において、指導主事より、科目「保健」に関する指導助言の中で、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 ・保健体育担当者研究協議会(参加者:2会場 60名) ・三重県高等学校保健体育教育研究会総会(参加者:59名) ・三重県高等学校保健体育教育研究大会(参加者:68名) 【教育委員会】</p> <p>○ [公立中学校及び県立特別支援学校中学部の学校安全担当教員等への啓発] 県教育委員会からの講義の中で、条例の内容と趣旨、それに伴う交通安全教育の普及・啓発に関して、関係機関と連携しながら、飲酒運転根絶に向けた取組の充実を図るよう伝えました。 【教育委員会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
Ⅱ 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	Ⅱ 1 (1) 小学校、中学校、高等学校における教育 Ⅱ 1 (1)イ 家庭・地域・関係機関との連携	子どもが飲酒運転の怖さや飲酒運転による交通事故の悲惨などを学校で学ぶだけでなく、家庭で保護者に話したり、一緒になって考える機会が持てるよう、学校は、保護者懇談会や学校だより等を通じて保護者等に対し、周知・啓発に努めます。 また、飲酒運転根絶に向けた教育を充実するため、交通安全教室等において、飲酒運転の危険性について理解を深めるなど、飲酒運転根絶に向けた取組の充実に努めます。	<p>○ 県立高等学校における交通安全教室において、飲酒運転根絶に向けた交通安全教育が行われました。</p> <p>・実施率 全日制 100%、定時制 100% 【教育委員会】</p> <p>○ [学校での取組の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車学校教官による交通安全セミナーにおいて、自動車学校入校希望者へ危険運転・飲酒運転根絶を呼びかけました。 ・ 終業式後の全校集会で、生徒指導担当者より飲酒運転根絶に向けた講話を実施しました。 ・ 長期休業前に生徒指導部から交通安全についての諸注意の中で生徒および保護者への周知を図りました。 ・ 交通安全教室の中で、飲酒した場合の自転車走行の様子をスタントマンが再現し、その様子を生徒に見せることで、飲酒運転の危険性について考える機会を持ちました。 ・ 警察官からの講話の中で、飲酒運転事故による犠牲者の話を聞き、飲酒運転しようとする人には、注意するよう指導しました。 ・ 特別活動で交通安全の啓発のテーマの一つとして取り上げ、ポスターを描く活動につなげました。 ・ 児童を通じて、保護者の方に飲酒運転はいけないと啓発するように指導しました。 <p style="text-align: right;">以上、【教育委員会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	II 1 (2) 生涯学習としての交通安全教育 II 1 (2)ア 三重県交通安全研修センター等の活用	県は、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育を実施するなかで、あわせて飲酒運転防止の教育を実施します。	○ 三重県交通安全研修センターは、生涯学習としての交通安全教育を実施するにあたり、研修受講者の年齢に応じた飲酒運転防止等の研修を実施しました。 【環境生活部】
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	II 1 (2) 生涯学習としての交通安全教育 II 1 (2)イ 段階的、体系的な教育の実施	交通安全教育や飲酒運転防止教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識及び交通マナーの向上に不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的、体系的に実施します。	○ 年齢、職業別による交通安全教育を行うとともに、各種イベントにおいて飲酒運転根絶コーナーを設置し、飲酒疑似体験ゴーグルの活用による参加・体験型の啓発を実施しました。 【三重県警察】 ○ 地域の交通安全教育センターとして、県内の15教習所に於いて、飲酒運転の防止等に関する講習会を385回、7,301人に対して実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】 ○ 毎年実施される、春と秋の全国交通安全運動時において、県内の21教習所に於いて「教習所の一斉開放」を実施し、安全運動の重点の一つである、飲酒運転の根絶に関する広報活動を実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	II 1 (3) 高齢者に対する教育の推進	高齢者の交通安全教育を関係機関・団体と連携して実施するなかで、あわせて飲酒運転事故防止の教育を、交通安全教室、社会活動及び福祉活動や訪問指導の機会を通じて推進し、飲酒運転防止意識の普及を図ります。	○ 高齢者交通安全アドバイザー、地域交通安全活動推進委員と連携し、高齢者宅に重点指向した訪問活動を行い、飲酒運転根絶の啓発を実施しました。 【三重県警察】 ○ 平成26年度、高齢者講習受講者48,867人に対し、飲酒運転防止教育を実施しました。 【三重県警察】 ○ 県内21教習所に於いて、運転免許の更新時に受講する高齢者講習受講者26,906人に対して、飲酒運転防止を含む高齢者講習を実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】 ○ 平成26年10月26日、トーア自動車学校(多気郡明和町)にて第18回シニアドライバー安全運転大会(参加者29人)を開催し、交通安全教育を推進しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 【三重県警察】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
II 教育機関等による教育	2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	II 2 (1) 指定自動車教習所における飲酒運転防止教育の推進	公安委員会が指定する自動車教習所は、免許取得時の教育はもちろんのこと、免許取得後の運転者に対しても、飲酒運転防止教育を中心とした運転者教育に努めます。	○ 県内 21 教習所に於いて、運転免許の取得者 20, 656 人に対して、カリキュラムに基づき、飲酒運転防止の教育を行い、優良な初心運転者の育成に努めました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】
II 教育機関等による教育	2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	II 2 (2) 安全運転管理者講習を通じた若年者にも十分理解できる交通安全教育の推進	事業所は、安全運転管理者講習等を通じて、アルコールが運転操作に与える影響や重大な結果をもたらす飲酒運転の危険性、特に飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さに対する交通安全教育を若年者にも十分りかいてできるように行うよう努めます。	○ 安全運転管理者等法定講習において安全運転管理(飲酒運転防止教育含む)の向上に努めました。(受講率 99.7%) 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 4月13日「第23回ヤングセーフティドライバーコンテスト」を開催し、管内事業所の26名の社員が参加して若年者教育の充実を図りました。 【桑名地区安全運転管理協議会】 ○ 9月24日「第15回ドライビングスクール」を開催し、管内事業所の24名の社員が参加して若年者教育の充実を図りました。 【四日市南地区安全運転管理協議会】 ○ 9月24日「安全運転職場対抗ドライビングコンテスト」を開催し、管内事業所の30名が参加して若年者教育の充実を図りました。 【松阪地区安全運転管理協議会】 【大台地区安全運転管理協議会】 ○ 10月2日、8日「安全運転研修会・安全運転競技会」を開催し、管内事業所の社員教育の充実を図りました。 【津地区安全運転管理協議会】 【(一社)三重県安全運転管理協議会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
II 教育機関等による教育	2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	II 2 (3) 交通関係の団体、協会等による若年者に向けた効果的な運転者教育の推進	交通関係の団体、協会等は、それぞれの加盟する企業等の職員、特に若年者に向けた効果的な運転者教育に努めます。	<p>○ 平成 26 年度中、取得時講習受講者 123 人に対し、飲酒運転防止教育を実施しました。また、初心運転者講習受講者 445 人に対し、若年者に向けた運転者教育を実施しました。 【三重県警察】</p> <p>○ 「セーフティ&エコドライブ研修」を開催し、環境・エコに配慮した運転方法の習得による交通事故防止を目指した研修を、各地区青年部会の活動の一環と合わせて実施しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】</p>
II 教育機関等による教育	2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	II 2 (4) 大学、専門学校における飲酒運転防止教育の推進	県は、大学、専門学校に飲酒運転防止教育の実施を依頼するとともに飲酒を始める時期である若者(大学生等)に対する啓発活動を行います。	<p>○ 県内の9大学、短期大学の新生 2,390 人に対し、未成年者飲酒防止、適正飲酒の冊子の配布による啓発活動を実施しました。 【三重小売酒販組合連合会】</p> <p>○ 県内の大学、短期大学に対し、飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例広報チラシを配布し、同条例の周知と未成年者飲酒防止や飲酒運転防止を呼びかけた。また、飲酒運転^{ゼロ}をめざす啓発イベントにより、県内の2大学の大学祭において広報啓発を実施しました。</p> <p>・10月26日 四日市大学 約500名 ・11月2日 三重大学 約450名 【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
Ⅲ 飲酒運転の再発防止のための措置	1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	Ⅲ 1 (1) 効果的な広報啓発活動の推進	県は、警察、市町、関係機関・団体と連携して、飲酒運転 ^〇 をめざし飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題に関する知識の普及のため効果的な広報啓発活動を推進します。	<p>○ 飲酒運転^〇をめざす条例の柱とする方針である「規範意識の定着」「飲酒運転の再発防止」について、マスメディア(テレビスポット放送、ラジオスポット放送)の活用や、各種交通安全啓発活動で条例広報チラシの配布を行い、条例の周知、飲酒運転防止について広報啓発の推進に努めました。 【環境生活部】</p> <p>○ 運送事業者に対する監査件数は 60 件で、法令違反等による処分件数は 31 件でした。 ・タクシー会社 3件 ・トラック会社 28件 【三重運輸支局】</p>
Ⅲ 飲酒運転の再発防止のための措置	1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	Ⅲ 1 (2) 相談窓口設置による相談体制の整備	県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談体制を整備し、事業者等からの求めに応じてアルコール問題の普及啓発活動を実施するほか飲酒運転の根絶に必要な情報提供を積極的に行います。	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、専門の相談員を配置(平成 26 年4月1日)し、飲酒運転違反者及び家族等からのアルコール依存症に関する受診義務に伴う相談及び要望等に対して、積極的な情報提供を行い、受診の促進に努めました。 ・相談件数 111件 【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	2 飲酒運転 の再発防 止のため の運転者 教育の推 進	Ⅲ 2 (1) 効果的な 再教育と 講習実施 機関に対 する指導 ・監督	警察は、飲酒運 転違反者の危 険性を改善さ せるための効果 的な再教育を行 うとともに、講 習実施機関に 対する指導及 び監督を行い、 また講習指導 員に対する研 修会を随時開 催するなど、指 導員の指導能 力及び資質の 向上を図ります。	○ 平成 26 年度中、行政処分 の早期執行に努め、飲酒運 転により取消し 440 人、停 止 155 人の行政処分を執 行しました。 【三重県警察】 ○ 平成 26 年度中、取消 処分者講習受講者 503 人 及び停止処分者講習受 講者 3,697 人に飲酒運 転防止教育を実施しま した。 【三重県警察】 ○ 講習実施機関の講習 指導員に対し、飲酒運 転防止教育の徹底につ いて随時指導しまし た。 【三重県警察】
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	2 飲酒運転 の再発防 止のため の運転者 教育の推 進	Ⅲ 2 (2) 運転適正 相談活動 の充実	警察は、運転適 正相談におけ る担当職員の 資質の向上を 図ります。	○ 5月26日、窓口事務 担当者研修会を開 催し、担当職員 の資質向上に よる運転適正 相談活動の充 実を図りました。 【三重県警察】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	1 飲酒運転違反者に対する受診義務	IV 1 (1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知	県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、受診の通知をするとともに、受診した旨の報告を求めます。 受診の通知にあたっては、あわせて飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係についての情報提供を行います。	○ アルコール依存症に関する受診通知をする際、指定医療機関、アルコール依存症、多量飲酒、各相談窓口の情報を提供し、アルコール依存症の関心と受診の向上に努めました。 【環境生活部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	1 飲酒運転違反者に対する受診義務	IV 1 (2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告	受診の書面を送付したのち、60日を経過しても、受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対して、再度、受診するよう勧告します。	○ 受診通知の報告期限までに報告がない飲酒運転違反者に対して勧告を実施しました。 ・受診通知件数 542 件 （うち報告数 203 件 受診率 37.5%） ・勧告件数 254 件 （うち報告数 42 件 受診率 16.5%） ・合計報告件数 245 件 受診率 45.2% 〔平成 27 年7月 15 日現在〕 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (1) 県の取組 IV 2 (1)ア アルコール依存症に関する正しい知識、質問紙票の普及等	アルコール依存症患者等の早期発見のため、アルコール依存症に関する正しい知識や質問紙票の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の方に対し適切な対応方法について啓発に努めます。また、アルコール関連問題が円滑に解決できるよう、事業者、医療機関、行政機関等の連携に努めます。	<p>○ 平成 27 年3月8日に三重県医師会館において条例に係る指定医療機関研修を開催。「アルコール依存症の病理・診断・治療と専門医への紹介の仕方」、「アルコール関連問題を持つ患者への効果的な対応」についての講義を実施しました。(参加医師数 16 人、新規指定医療機関登録数 10 施設) 【健康福祉部】</p> <p>○ 平成 27 年2月2日に県立こころの医療センターにおいて指定医療機関の医師及びスタッフを対象に「飲酒運転者のアルコール依存症に関する受診の現状と課題」についての講義を実施し、事前調査をもとに飲酒運転者の診療における課題を検討しました。(参加者数 21 人) 【健康福祉部】</p>
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (1) 県の取組 IV 2 (1)イ 保健所におけるアルコール依存症に関する正しい知識の普及等	保健所において、アルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の方に適切な対応方法の周知を図ります。また、治療の継続を促進するために自助グループ活動等への支援を行います。	<p>○ 例会(年間 450 回開催)、記念大会(年間7回開催)、アルコール勉強会(8月 24 日開催)等を通じて、アルコール依存症の正しい知識の普及、周囲の適切な対応の周知に広め、治療の継続を促進しました。 【(公社)三重断酒新生会】</p> <p>○ 平成 26 年 11 月 30 日に三重県庁講堂においてアルコール健康障害対策基本法の集いin三重を開催。「三重県が切り拓く新たな可能性－飲酒運転^{ゼロ}とアルコール健康障害対策基本法」についての講演や各領域からのメッセージ発表などにより、アルコール依存症に関する正しい知識の普及に努めました。(参加者数 343 人) 【健康福祉部】</p> <p>○ 保健所や三重県こころの健康センターにおいて、アルコール関連問題に関する相談を実施しました。(相談:延べ 45 人、訪問:延べ 57 人、電話相談:延べ 258 人) 【健康福祉部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (2) 本人・家族の取組	県に設置する「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」での相談を活用し、必要に応じて保健所、三重県こころの健康センター等の相談機関、アルコール専門医療機関等の利用に努め、家族は、本人が県から受診通知を受け取ったことを知ったときは、必ず、指定医療機関での受診を促すほか、上記相談窓口へ相談するように努めます。	○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」について、県ホームページへの掲載、各種マスメディアを活用により、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等が相談しやすいように広報啓発に努めました。【環境生活部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (3) 事業者の取組	従業員の飲酒行動の変化や健康診断などからアルコール依存症及び多量飲酒等の早期発見に努めるとともに、アルコール依存症及び多量飲酒等が発見された場合には、産業医、衛生管理者等による保健指導の実施や適切な県の相談機関、医療機関につなげるよう努めます。	○ 職員を対象とした定期健康診断を年1回実施しています。【三重県警察】 ○ 健康管理医、保健師及び臨床心理士を設置し、職員の健康管理・保健指導を実施しています。【三重県警察】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (4) 警察の取組 IV 2 (4)ア 運転免許関係手続きにおける受診の促進	運転免許証の取得、更新時及び飲酒運転違反者に対して運転免許証を返還する際に、アルコール依存症であることを申告した者には、アルコール依存症の早期治療を促し、受診義務対象者には受診を促します。	○ 運転免許更新時に受理する質問票に基づき個別聴取を行い、アルコール依存症の把握と申告がある申請者に対して、医療機関での受診を助言しています。【三重県警察】 ○ 飲酒により停止処分を受けた者に対し、免許証返還時における受診を促しています。【三重県警察】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (4) 警察の取組 IV 2 (4)イ 交通安全講習等における相談、受診の促進	交通安全講習等(取消処分者講習・停止処分者講習等)の場において、質問紙票を活用するなどして、問題飲酒行動のある人の把握に努め、すみやかな相談、受診につなげます。	○ 平成 26 年度、取消処分者講習の飲酒講習受講者 269 人に対し、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存程度を自覚させた飲酒者対策を実施しました。 ・ テストの結果、アルコール依存程度が強い者には、医療機関への受診を促しているが、平成 26 年度中、対象者はありませんでした。【三重県警察】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (5) 医療機関の役割 IV 2 (5)A アルコール依存症の治療にあたる医療機関の連携	アルコール依存症患者にはうつ、幻覚等の精神症状や肝臓障害、高血圧、糖尿病等の身体障害が存在する場合がありますので、アルコール依存症の治療にあたっては、一般科医療機関、精神科医療機関及びアルコール専門医療機関において相互に連携するように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 四日市アルコールと健康を考えるネットワークを基盤として多職種の委員で構成されるネットワーク会議を開催し、「アルコール救急多機関連携マニュアル」を作成しました。 ・会議5回開催、マニュアル 500 冊作成 【健康福祉部】 ○ 保健所において、地域の精神科病院や警察、消防等の関係者とアルコール依存症者への対応を協議するとともに事例検討などの連絡会議を開催しました。 ・開催保健所数 2保健所 【健康福祉部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (5) 医療機関の役割 IV 2 (5)イ アルコール関連問題等の正しい知識の普及	受診の結果、アルコール依存症の疑いのない者でも、多量飲酒習慣がある者、質問紙票の結果で問題飲酒行動が判明した者について、医師は節酒や適正飲酒、アルコール関連問題についての正しい知識が得られるよう働きかけに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県産業医会と共催し、三重県医師会館において産業医等を対象に「職域におけるアルコール関連問題とその対応」「アルコール健康障害対策基本法にみる産業保健の責務」をテーマに講演会を開催しました。 ・参加者数 産業医及び医療スタッフ 88 人 【健康福祉部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (6) 自助グループの取組	自助グループは、断酒継続のために、酒害についての理解の促進や、本人や家族と共に支え合い、医療機関やその他支援機関が担えない部分を補完するとともに、回復や希望をもたらすように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県下各地に酒害相談員を配置し、電話相談窓口によりアルコール依存症及び飲酒運転に関する相談に対応しました。 【(公社)三重断酒新生会】 ○ 平成 27 年2月1日に四日市市楠福社会館で「飲酒運転^{ゼロ}をめざして」をテーマに市民公開セミナーを開催しました ・参加人員 83 名 【(公社)三重断酒新生会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり</p>	<p>1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進</p>		<p>県は、関係機関・団体と協力して、飲酒運転根絶のための施策を総合的かつ計画的に推進します。</p>	<p>○ 関係機関・団体と連携し、飲酒運転^{ゼロ}をめざす啓発リレーイベントを5回実施し、飲酒運転根絶運動の広報啓発を行い、運動への参加を呼びかけました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月2日 イオン明和店 ・9月7日 イオン鈴鹿店 ・10月11日 イオン津店 ・10月26日 四日市大学 ・11月2日 三重大学 <p style="text-align: right;">【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】</p>
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり</p>	<p>2 相談体制の確立</p>		<p>県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、他の機関との連携を図り、飲酒運転をした者、飲酒運転を行うおそれのある者やその家族等からの相談体制の構築に努めます。また、相談窓口では、事業者、特定業者からの相談に応じて講習等の情報提供に努めます。</p>	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を開設に伴い、関係機関と連携した相談体制を構築しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 111件 <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり</p>	<p>3 情報提供</p>		<p>飲酒運転防止に関する専門機関などと連携して、飲酒運転の再発防止等のための各種情報を適宜、積極的に提供します。</p>	<p>○ 関係機関・団体開催の各種会議出席時や、各種啓発活動の場において、各専門機関の資料等を配布して幅広い情報提供を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 26 年度中の具体的な取組状況
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	4 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日		県は、毎年 12 月 1 日の飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日にあわせ、飲酒運転根絶についての理解と関心を深めるための行事を実施します。	○ 12 月 1 日の「飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日」にサンヒルズ安濃において、関係機関と連携して啓発行事を実施しました。 【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	5 表彰		県は、飲酒運転根絶の取組に関して、従業員教育の推進や、ハンドルキーパー運動への参加などの施策を積極的に推進するなど、顕著な功績のあった個人、団体、事業所、店等を「飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日」に表彰します。	○ 12 月 1 日の「飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日」に飲酒運転根絶の取組に関し、顕著な功績をあげた三重県小売酒販組合連合会への表彰を行い、県民の飲酒運転根絶意識の高揚を図りました。 【環境生活部】 ○ 「三重県交通安全県民大会」において、飲酒運転根絶等の交通安全啓発活動に寄与した功労者及び永年無事故無違反の優良運転者に対し、中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長連名表彰を伝達。交通安全功労者、優良運転者及び功労団体等に対する表彰のほか、交通安全協会が主催する交通安全俳句・川柳コンクールの入賞者への表彰伝達を行い、県民に対する交通安全意識の高揚を図りました。 【三重県警察】 【(一財)三重県交通安全協会】

参考資料

○ 飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会の構成

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき、三重県交通対策協議会に設置した「飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会」は、下記の推進機関で構成されています。

番号	推 進 機 関 名
1	三重県環境生活部交通安全・消費生活課
2	三重県健康福祉部障がい福祉課
3	三重県教育委員会事務局保健体育課
4	三重県警察本部交通部交通企画課
5	中部運輸局三重運輸支局
6	一般財団法人三重県交通安全協会
7	一般社団法人三重県自家用自動車協会
8	一般社団法人三重県安全運転管理協議会
9	一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
10	一般社団法人三重県タクシー協会
11	一般社団法人三重県トラック協会
12	公益社団法人三重県バス協会
13	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
14	公益社団法人三重断酒新生会
15	三重県小売酒販組合連合会

平成 27 年〔2015 年〕版

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告

平成 27 年（2015 年）9 月発行

三重県環境生活部交通安全・消費生活課

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

TEL 059-224-2410 FAX 059-228-4907

E-mail : seikotu@pref.mie.jp